

秋田市中心企業賃上げ基盤強化支援事業費補助金申請要領

令和 8 年 3 月
秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

事業者の業務の効率化や高度化につながる設備導入およびA Iなどを活用したDX推進を支援することで、最低賃金引上げや物価高騰に対応できる経営体制の構築を促進し、事業者の生産性向上を図り収益力強化につなげる。

2 事業の概要

(1) 補助率

対象事業費の1/2以内

(2) 補助上限額

設備導入事業 100万円

デジタル推進事業 50万円

(3) 交付対象者

市内に主たる事業所等を有し、1年以上の事業実績がある中小企業者、又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で1年以上の事業実績がある個人事業者。ただし、農業、林業、水産業を主たる事業として営む事業者は対象外とする。

(4) 交付要件

次の要件をすべて満たすこと。

ア 市内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。

イ 令和7年9月10日以降、1時間当たりの労働者の賃金を80円以上引き上げていること。

ウ 本事業を利用したことにより、事業終了後1年間において事業者の都合による人員削減を行わないこと。

3 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、交付決定後に着手し令和9年1月31日までに完了する事業であること。

※業務工程の改善により、従業員1人あたりの付加価値額の伸び率が、年平均3%以上となることを目安とする。

(1) 設備導入事業

設備機器の導入により業務の効率化・高度化を図る事業

例：薬局が全自動散薬分包機を導入し、安全性と分包速度の向上を図る

(2) デジタル推進事業

ITツールやA Iのデジタル技術を活用し、DX等を推進すること（以下「DX推進」という。）により業務効率化や省人化を図る事業

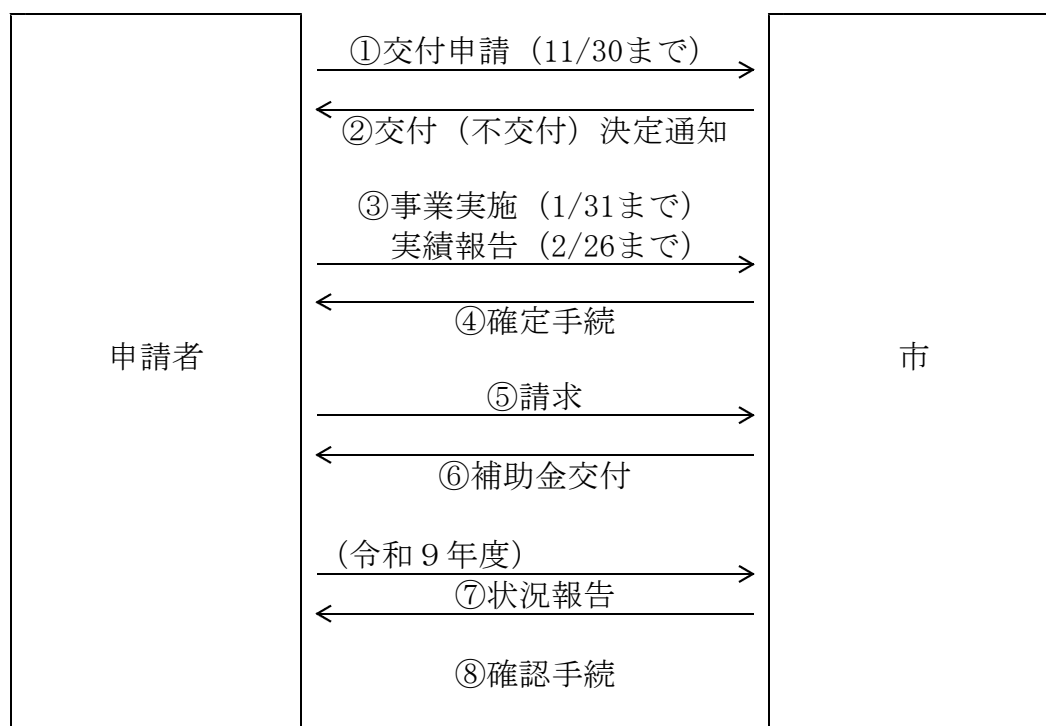
例：A Iを活用して原材料の発注・在庫管理を行い業務効率化を図る

4 補助対象経費

事業区分	経費の区分	経費の内容
設備導入事業	設備導入費	単価 3 万円以上の機械装置、運搬具、特殊車両等、ソフトウェア、工具・機器および備品。ただし、汎用性の高いもの（一般車両やパソコン、表計算ソフト等）に係る経費は除く。
	工事費	設備導入に伴う店舗や事業所等の改造および改装に要する経費。
デジタル推進事業	設備導入費	D X 推進に伴う単価 3 万円以上のソフトウェア、機械装置、運搬具、工具・機器および備品。
	委託費	D X 推進のための専門業者（アドバイザー）への委託費用。
	社員育成費	D X 推進のための研修に要する経費（受講料、外部研修講師へ支払う謝金等）。

※補助対象経費には、消費税および地方消費税の額を含めない。

5 事業の流れ



6 交付申請

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・事業計画書
- ・必要経費の見積書、その他事業計画に関する資料
- ・労働者名簿
- ・賃金台帳の写し（賃金改定前月および賃金改定月分）
- ・直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書）の写し
- ・履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）※発行3か月以内のもの
- ・市税に未納がない証明書 ※申請月に発行されたもの
- ・その他市長が必要と判断した資料

(2) 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで
※予算上限に達し次第、期間内であっても受付を終了する。

7 事業の実施期限

令和9年1月31日（日）まで

8 事業計画の変更・中止

事業内容や対象経費、実施期間等に変更が生じる場合又は事業を中止する場合は、事前に市に相談すること。

9 実績報告

(1) 提出書類

- ・実績報告書（様式第4号）
- ・収支決算書（様式第5号）
- ・事業報告書
- ・事業の実施状況や事業成果を示す資料（写真など）
- ・対象経費の支出が確認できる資料（請求書、領収書など）

(2) 報告期限

令和9年2月26日（金）まで

10 申請先

秋田市産業振興部商工貿易振興課（秋田市山王一丁目1番1号）

11 補助金の交付

本事業による補助金は、事業を終えてからの精算払い(後払い)による。

12 補助事業完了後の報告

(1) 提出書類

- ・労働者名簿
- ・賃金台帳の写し
- ・補助事業完了後の状況を報告する書類
- ・雇用保険被保険者離職票の写し(交付申請以降に労働者が離職した場合)

(2) 報告期限

市から別途指定（令和9年度中）